

～松本市不妊治療助成事業簡易早わかり表～（令和3年度版）

松本市の不妊治療助成事業は2種類あります。

事業名	松本市不妊に悩む方への特定治療支援事業	このとり支援事業
対象となる治療	指定医療機関で実施した特定不妊治療（体外受精・顕微授精等）及び男性不妊治療※県外の医療機関でも指定機関なら対象となります	不妊治療全般に関する医療費
対象となる方 （すべてを満たしている方）	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦のどちらかが松本市に住民票がある <u>法律上の夫婦（事実婚も含む）</u> ・特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された方 ・妻の年齢が43歳未満の方 ・助成回数の上限あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦の一方又は両方が松本市に住民登録をしてから申請時点で1年以上経過 ・各医療保険に加入している方 ・市税に滞納がない方 ・年度内に特定不妊治療支援事業の公布を受けてない方
助成回数の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて助成を受ける際の妻の年齢が40歳未満の方は子ども一人につき通算6回、40歳から42歳の方は通算3回 	通算5回（年度内に1回×5年間）
年齢制限	治療開始年齢が43歳以上は対象外	なし
年度内申請回数制限	治療が終了した日が属する年度内に1回の治療毎申請（採卵準備のための投薬開始から体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程）	1年度あたりに1回（申請年度中の不妊治療が対象）
助成割合・上限額	30万円 ※一部治療に関しては10万円	当該年度の不妊治療に要した医療費の自己負担額の2/3で30万円を上限